

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	四五	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四八
○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	四五	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四九
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	四六	○障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件	四九
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	四六	福島県警察本部	
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	四六	○平成二十一年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件	四九
○道路の区域を変更する件二件	四七	福島県収用委員会	
○廃川敷地等が生じた件	四七	○土地収用法により土地の収用に ついて裁決手続の開始を決定した件	四九
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	四八	正 誤	
		○平成二十一年五月二十九日付決定例第二千八百四号中	四三

## 告 示

### 福島県告示第四百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号))

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地

とみたキッズクリニック 福島市黒岩字北井二―三 指定年月日 平成二十一年四月一日

柿沼皮膚科クリニック 南相馬市原町区二見町三―一五―一 同 年三月一日

にほ小児科医院 岩瀬郡鏡石町鏡沼二―四 平成一八年四月一日

雷クリニック 田村郡三春町平沢字田畑二八六―一 平成二十一年四月一日

勢島歯科八島田クリニック 福島市八島田字中干損田五―一 同 年六月一日

五十嵐歯科医院 福島市瀬上町字本町三八 同 年四月一日

鈴木歯科医院 福島市野田町三―四―四八 同 年四月一日

渡辺ゆうぞう歯科クリニック 会津若松市石堂町三―四九 平成二〇年五月一日

たいしん歯科診療所 白河市大信町屋字沢田二―二 平成二十一年五月一日

松崎歯科医院 喜多方市字蒔田三〇九二―一 同 年四月一日

### 福島県告示第四百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名	称	所 在 地
変更前	変更後	
むらおか内科整形外科	むらおか内科・耳鼻科・整形外科クリニック	福島市松川町字天王原八九

医療法人社団茶畑会 立谷病院	医療法人社団茶畑会 相馬中央病院	相馬市沖ノ内三二五―一八
-------------------	---------------------	--------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
医療法人社団茶畑会相馬中央病院	相馬市小泉字沖ノ内二五七―一	相馬市沖ノ内三二五―一八

(社会福祉課)

福島県告示第四百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	廃止年月日
とみたキッズクリニック	福島市黒岩字北井二―三	平成二十一年三月三十一日
小泉医院	二本松市木幡字田中九	同 月一八日
柿沼皮膚科医院	南相馬市原町区二見町三一―一五―一二	同 月二八日
斉藤医院	伊達市梁川町字大町一―一八―一	同 年三月三十一日

にほ小児科医院

岩瀬郡鏡石町鏡沼二―一四

月三〇日

雷クリニック

田村郡三春町平沢字田畑二八六―一

平成二十一年三月三十一日

鈴木歯科医院  
三森歯科医院

福島市野田町三一八―三二  
白河市愛宕町五一

同 年五月二二日

たいしん歯科診療所

白河市大信町屋字沢田二二

同 年四月七日

松崎歯科医院

喜多方市字蒔田三〇九二―一

同 月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第四百十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープマーケット保原 伊達市保原町字市柳町二十四番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 福島県福島市笹木野字南中谷地十四番地の二

(変更後) 福島県福島市森合字清水七番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 生活協同組合ふくしまコープ

福島県福島市笹木野字南中谷地十四番地の二

理事長 八島 博正

(二) 株式会社大創産業

福島県東広島市西条町賀茂工業団地

代表取締役 矢野 博丈

(変更後) 生活協同組合コープふくしま

福島県福島市森合字清水七番地

理事長 八島 博正

(一) 株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番地の十四

代表取締役 矢野 博丈

(二) 東城 明

福島県伊達市保原町六丁目十八番地

(三) 有限会社サイキュー

福島県伊達郡川俣町寺久保二十一番地

代表取締役 齋藤 久雄

三 変更した年月日

1 平成十六年八月十六日

2 (一) 平成十六年八月十六日

(二) 平成十六年三月一日

(三) 平成十六年五月二十五日

(四) 平成十七年十月十六日

四 届出年月日

平成二十一年六月二日

五 届出をした者

生活協同組合コープふくしま

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	河沼郡柳津町大字郷戸 字川口原一〇六番一 三地先から 同 郡同 町大字郷戸 字川口中平一一八五番 一地先まで 河沼郡柳津町大字郷戸 字川口原一〇六番一	変更前 A	八・五	一一二・〇
		変更後 B	八・四	五六〇・〇
			四〇・二	

地先から  
同 郡同 町大字郷戸  
字川口中平一一八五番  
一地先まで

河沼郡柳津町大字郷戸  
字川口原一〇六番一  
地先から  
同 郡同 町大字郷戸  
字川口中平一一八五番  
一地先まで

変更後  
B

八・四  
四〇・二

五六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道富岡 大越線	田村市大越町上大越字 大田立三番一地先から 同 市大越町上大越字 下内一三三番地先まで	変更前	六・〇	三三三・〇
	田村市大越町上大越字 大田立三番一地先から 同 市大越町上大越字 下内一二九番地先まで	変更後	四・五	三五六・六
			二九・〇	

(道路計画課)

福島県告示第四百十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 河川の名称 二級河川木戸川水系川内川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十一年六月十九日

三 廃川敷地等の位置

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百二十番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入百二十番三地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百十九番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入百十九番三地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百十九番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入百十八番二地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百十七番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入百十七番三地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百十四番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入百十三番二地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百十一番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入百十一番三地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百二番二地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入百二番二地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入八十三番二地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入七十六番五地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七十六番五地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入七十五番一地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入五十九番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入五十七番二地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入五十六番二地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入五十五番二地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入五十四番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入五十三番四地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入五十三番四地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入五十二番三地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入四十九番四地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入四十九番四地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入四十二番四地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入四十二番四地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入四十一番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入三十四番三地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入三十四番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入三十一番十地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入三十一番十地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入三十番三地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入三十番三地从先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

上流端双葉郡川内村大字下川内字田ノ入二十七番六地先から下流端同郡同村大字下川内字田ノ入二十七番六地先まで

(河川計画課)

福島県告示第四百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 会津坂下町

二 都市計画事業の種類及び名称 会津坂下都市計画下水道事業(会津坂下町公共下水道)

三 事業認可の年月日 平成二十二年十二月二十五日

四 事業施行期間 平成二十二年十二月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 平成十九年福島県告示第百八十七号の事業地に会津坂下町字上四石甲の全部の区域を加える。

茶屋町甲の区域の一部を加える。

同事業地のうち字上四石甲の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

同事業地のうち字上四石甲の区域の一部の区域を変更する。

公 告

公告第三百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年六月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人亀谷まちづくり処露伴塾
- 三 代表者の氏名  
岡村 晋
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県二本松市亀谷一丁目二百四十番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、二本松市亀谷地区及びその周辺の生活者や民間事業者又は来訪者に対して、まちづくりに関する事業を行い、地域コミュニティの持続発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百五十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年六月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人フリースペースみはる
- 三 代表者の氏名  
渡辺 清昭
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県田村郡三春町字大町百七十八番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に精神障がい者やその家族及び地域の人々に対して、精神保健福祉に関する事業を行い、精神障がい者と地域の人々が共生できる社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百五十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
福島市清心荘指定相談支援事業所	清心荘指定相談支援事業所	福島県福島市南沢又字水門下一六〇—一	社会福祉法人陽光会	福島県福島市南沢又字水門下一六〇—三	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児

(障がい福祉課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第34号

平成21年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

平成21年6月19日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 試験を実施する職種及び採用予定人員  
犯罪鑑識技術員(物理) 1名程度
- 2 試験期日及び試験地  
(1) 試験期日(第1次試験) 平成21年8月8日(土)  
(2) 試験地 福島県警察学校(福島市蓬萊町一丁目1番1号)
- 3 申込受付期間  
平成21年6月23日(火)から同年7月24日(金)まで(郵便による申込みは、同月24日(金)までの通信日付印のあるもの限り受け付けます。)
- 4 受付窓口及び問い合わせ先  
郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部警務課  
電話024-522-2151 内線2626

(警務課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の

収用について平成二十一年六月三日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成二十一年六月十九日

福島県収用委員会  
会 長 渡 邊 健 壽

- 一 起業者の名称  
東日本高速道路株式会社
- 二 事業の種類

高速自動車国道常磐自動車道新設工事（福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内から同町大字下野上字清水地内まで、同郡双葉町大字山田字東西羽黒地内から同町大字山田字上萩平地内まで、同町大字寺沢字唐沢地内から同郡浪江町大字井手字大円川原地内まで、同町大字加倉字今神地内から同町大字室原字田子平地内まで、南相馬市小高区川房字四ツ栗地内、同市小高区金谷字作迫地内から同市小高区飯崎字一ノ関地内まで、同市小高区大富字北谷地内から同市小高区羽倉字南沢地内まで、同市原町区馬場字原地内から同市原町区馬場字下中内地内まで、同市原町区押釜字戸島土地内から同市原町区石神字中山地内まで、同市原町区信田沢字道ノ上土地内から同市鹿島区小池字立ノ沢地内まで、同市鹿島区小山田字大日沢地内から同市鹿島区浮田字鶴位地内まで、相馬市富沢字藤木地内から同市富沢字焼切地内まで及び同市今田字久保前地内から同市粟津字愛ノ沢地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目		地積(平方メートル)	実測	取用しようとする土地の地積(平方メートル)
	登記簿	現況			
福島県双葉郡双葉町大字山田字羽黒沢	八一番	山林	四二、七二四	四二、七〇六・五九	六、六四四・四

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
不明 ただし、 山本陽子 又は	福島県双葉郡双葉町大字山田字橋向一二二番地の一	四一四分の一

石松茂

不明(ただし、住民票上の最終住所 千葉県千葉市花見川区幕張本郷二丁目三九番一六号(平成一九年二月一五日職権消除))

二六九一分の八

不明  
ただし、  
鶴見壽

福島県双葉郡双葉町大字山田字萩平一八番地

又は  
登記名義人  
(七)半谷  
ツルヨの法  
定相続人で  
ある次の者  
の全員若し  
くは一部の  
者

石井眞子

若しくは  
半谷眞信

若しくは  
橘喜美子

若しくは  
半谷琴子

不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州アルバレスマッシュャドリ市)

不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル)

不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州)

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明

不明(ただし、佐藤宗光 又は 登記名義人 (七)佐藤)

福島県双葉郡双葉町大字山田字入江一五六番地

一三八分の一

周謙の法定 相続人であ る次の者の 全員若しく は一部の者 佐藤宗光 若しくは 山田美知 子 若しくは 佐藤フヂ ノ 若しくは 佐藤淳子 若しくは 菅野眞智 子 若しくは 佐藤高慶	福島県双葉郡双葉町大字山田字入江一五六番地 熊本県熊本市麻生田三丁目四番九六号 福島県南会津郡南会津町福米沢字宮前一三九二番地 福島県南会津郡下郷町大字大松川字南原甲四〇九番地 神奈川県横浜市旭区今宿二丁目二四番二〇号 福島県南会津郡南会津町福米沢字宮前一三九二番地
若しくは 伊東三男 若しくは 鈴木明子 若しくは 伊東延剛 若しくは 進藤春雄 若しくは 進藤一紀	山形県山形市上町二丁目六番九号 山形県村山市大字櫛山八番地 山形県山形市上町二丁目六番九号 千葉県浦安市舞浜二丁目六番五号 東京都八王子市別所一丁目四四番地 四―二〇五
若しくは 戸塚ゆか り 若しくは 進藤艶子 若しくは 松崎嘉子	神奈川県川崎市高津区溝口四丁目一四番二〇号 東京都新宿区上落合三丁目三二番九号 不明(ただし、住民票上の住所 千葉県柏市豊

若しくは 清宮昌子 若しくは 進藤敏子 若しくは 山本禮子 若しくは 進藤繁 若しくは 林邦子 若しくは 進藤一則 若しくは 大場和歌 子 若しくは 桂田淳子 若しくは 長谷川玲 子 若しくは 長谷川達 也 成年被後 見人につ き同人の 法定代理 人成年後 見人 鈴木洋平	町二丁目三番一八―七〇五号) 埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目五一〇番地 東京都板橋区大谷口二丁目五八番七号 東京都板橋区大谷口上町四番一三号 東京都武蔵野市西久保二丁目一六番二〇号 東京都豊島区南池袋一丁目八番一七号 東京都板橋区大谷口二丁目五八番七号 東京都板橋区小茂根二丁目三〇番二―一〇三 号 千葉県松戸市栗ヶ沢八二〇番地の一八 神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目四番二―一八 〇七号 神奈川県横浜市保土ヶ谷区新井町二八九番地一 神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目三二番六号 コ 1ポ台益三〇四 千葉県船橋市本中山六丁目一三番一三号 井上 荘一〇一号 千葉県船橋市南本町一六番六棟三〇七号
若しくは 長谷目文 子 若しくは	

長谷目正利	千葉県八千代市大和田新田一〇七五番地一一一 エスポワール八千代六〇三号室
若しくは 秋山京子	千葉県千葉市若葉区みつわ台五丁目一番一四五号
若しくは 中澤幸子	千葉県千葉市若葉区みつわ台五丁目一番八四号
若しくは 鈴木彬子	埼玉県さいたま市岩槻区加倉四丁目二番二三号
若しくは 澤頭喜久子	埼玉県春日部市西金野井一六九八番地三三三
若しくは 鈴木広太郎	埼玉県さいたま市岩槻区加倉四丁目二番二三号
若しくは 池端君枝	北海道上川郡上川町新町三六番地
若しくは 山田慶子	東京都大田区田園調布三丁目四二番七号
若しくは 中村美枝子	東京都大田区下丸子三丁目八番三号
若しくは 菊池義和	岩手県遠野市上郷町板沢二二地割一七番地
若しくは 比企淨和	千葉県千葉市花見川区検見川町一丁目三七番地 一一
若しくは 福田規那子	茨城県ひたちなか市大字足崎一三四〇番地の一
若しくは 菊池禎晃	千葉県千葉市稲毛区稲毛台町三二番七号 稲毛 台モダンコーポラス三〇三号
若しくは 小笠原禎子	千葉県千葉市花見川区こてはし台二丁目二〇番 一八号
若しくは 及川春夫	岩手県遠野市遠野町二四地割七〇番地九
若しくは	

ページ 段 行	正 誤	稲垣みほ子	千葉県千葉市若葉区桜木北三丁目七番二四号	
		若しくは 菊池謙祐	不明(ただし、住民票上の最終住所 千葉県市川市大和田五丁目一番六号(仙花荘二〇三号) (平成一五年二月二八日職権消除)	
		若しくは 中村靜子	東京都あきる野市小川二八番地一	
		若しくは 宮本りか	奈良県奈良市山陵町一〇番地の一 ユニハイ ム西大寺秋篠川四〇一号	
		若しくは 菊池早苗	千葉県市川市日之出一八番一六一二〇六号(ソ フトタウン行徳A棟)	
		若しくは 菊池一嘉	埼玉県草加市松原一丁目一番六一七〇二号	
		若しくは 和田玲子	東京都小平市小川町二丁目一三四一番地一 第 二サンライズマリー二〇一号	
		若しくは 生野晶子	東京都多摩市永山三丁目四番地三一四〇二一	
		不明 ただし、 吉田利光 又は 登記名義人 吉田竹彦	福島県双葉郡双葉町大字山田字中平四八番地 不明(ただし、住民票上の住所 山形県山形市 鈴川町二丁目一番八号)	五五二六の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類  
なし

正 誤



○平成二十一年五月二十九日付け定例第二千八十四号中

三五〇	上	6	5	0	2	1	4	7	0	4
	後ろか ら九	6	3	0	2	0	4	6	0	3
下 一七		平成20年 6月3日	「福島県職員共助会規約の一部改正の承認に係る発議書」の開示決定に対する異議申立て	認 容						
		平成20年 6月12日	「森林居住環境整備調査報告書」の一部開示決定に対する異議申立て	審理中						
		平成20年 11月10日	「請願書」の一部開示決定に対する異議申立て	審理中						
		平成20年 6月12日	「森林居住環境整備調査報告書」の一部開示決定に対する異議申立て	審理中						